

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第 19 条及び公文書管理法施行令第 24 条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表 10 のとおり、利用件数 7,215 件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが 4,994 件、写しの交付によるものが 2,221 件となっており、平成 29 年度と比べて、2,418 件（対前年度比 25.1%）の減少となっている

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数									
	閲覧 視聴 聴取	写しの交付								
		文書又は図画				電磁的記録				
		用紙への複写 (枚)	スキャン (枚)	マイクロフィルム (コマ)	その他 (枚)	印画 (枚)	複製 (枚)	その他 (枚)		
国立公文書館	2,008	81	1,927	13,367	169,174	0	0	0	4	0
宮内公文書館	1,219	1,213	6	52	47	0	0	0	0	0
外交史料館	492	487	5	13	2,461	0	0	0	0	0
北海道大学	12	0	12	21	58	0	0	0	0	0
東北大学	441	390	51	0	0	0	0	513	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	116	108	8	0	31	0	0	0	44	0
東京外国語大学	540	540	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	366	362	4	0	167	0	0	0	0	0
京都大学	1,200	1,176	24	0	69	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	431	324	107	383	159	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	243	243	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	139	62	77	1,877	17,859	0	0	0	0	0
平成30年度 合計	7,215	4,994	2,221	15,713	190,025	0	0	513	48	0
平成29年度 合計	9,633	6,737	2,896	32,136	229,019	4	0	1,623	371	0

(注) 平成 30 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数（表 6 : 9,652 件）を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができる（公文書管理法第 21 条第 1 項）。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第 4 項）。

平成 30 年度には、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求は、表 11 のとおり 1 件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

年 度	施 設 名	利用請求に対する処分に係る審査請求												
		審査請求件数			処理件数						公文書管理委員会に諮問した事件			
		継 続	新 規		却 下	処 理 中	諮 問 準備中	全部利用 に変更	諮 問 中	決 定 準備中	裁 決 済 み	答 申 と 異 な る 裁 決	諮 問 の 取 下 げ	
平成30年度	宮内公文書館	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
平成29年度	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決（行政不服審査法第 44 条）がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

平成 30 年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている（第 3 章第 2 節第 22 条第 1 項(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、51,859 件が簡便な方法によって利用に供されており、平成 29 年度と比べると、13,720 件（対前年度 36.0%）の増加となっている。利用方

法の内訳としては、閲覧による利用が 50,333 件 (97.1%)、複写物の提供による利用が 1,526 件 (2.9%) となっている。

なお、利用請求による利用件数 (7,215 件) との合計件数 (59,074 件) においても、平成 29 年度 (47,772 件) に比べ、11,302 件 (対前年度比 23.7%) 増加している。また、年間閲覧者は合計 9,147 人であり、前年度から 96 人 (対前年度比 1.0%) 減少している。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位:件)

施設名	簡便な方法による利用に供した件数						利用請求による利用件数 (再掲)			簡便な方法 + 利用請求		
	閲覧件数				複写物の提供件数		閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間閲覧 者数(人)		
	閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)	複写冊数 (冊)	複写巻数 (巻)								
国立公文書館	19,742	19,713	41,418	109	29	33	0	2,008	81	1,927	21,750	4,461
宮内公文書館	10,403	10,064	10,064	0	339	339	0	1,219	1,213	6	11,622	1,057
外交史料館	19,474	18,354	18,354	1,930	1,120	219	456	492	487	5	19,966	2,444
北海道大学	47	47	47	0	0	0	0	12	0	12	59	46
東北大学	390	390	390	0	0	0	0	441	390	51	831	73
筑波大学	248	248	248	0	0	0	0	0	0	0	248	99
東京大学	338	332	332	0	6	6	0	116	108	8	454	63
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	540	540	0	540	11
東京工業大学	6	6	6	0	0	0	0	8	8	0	14	7
名古屋大学	126	126	126	0	0	0	0	366	362	4	492	41
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	1,200	1,176	24	1,200	90
大阪大学	4	4	11	0	0	0	0	0	0	0	4	4
神戸大学	13	13	13	0	0	0	0	431	324	107	444	48
広島大学	898	884	884	0	14	14	0	0	0	0	898	271
九州大学	170	152	152	0	18	18	0	243	243	0	413	413
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	139	62	77	139	19
平成30年度合計	51,859	50,333	72,045	2,039	1,526	629	456	7,215	4,994	2,221	59,074	9,147
(割合)	100.0%	97.1%	—	—	2.9%	—	—	—	—	—	—	—
平成29年度合計	38,139	36,776	87,771	2,087	1,363	1,058	276	9,633	6,737	2,896	47,772	9,243
(割合)	100.0%	96.4%	—	—	3.6%	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

2 平成 29 年度の「簡便な方法+利用請求 利用件数」(47,772 件)については、九州大学の「簡便な方法」件数と「利用請求」件数の合計に誤記があったことから、修正した値を記載している。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている(第2章第2節第7条(留意事項))。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表 13 のとおり、平成 30 年度に新規作成された件数

は、「文書又は図画」42,926件、「電磁的記録」157件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」355,102件、「電磁的記録」3,396件、全体で358,498件となっている。

表13 複製物の作成の状況

(単位:件)

施設名	複製物作成件数									電磁的記録		
	文書又は図画						平成30年度に新規作成					
			前年度までに作成済み			平成30年度に新規作成			前年度までに作成済み	平成30年度に新規作成		
			冊数	コマ数	冊数	コマ数						
国立公文書館	288,873	288,873	249,767	249,767	24,445,610	39,106	39,106	2,165,438	0	0	0	
宮内公文書館	7,486	7,486	5,017	0	439,841	2,469	0	95,784	0	0	0	
外交史料館	30,158	30,158	28,902	42,168	9,501,441	1,256	1,256	120,395	0	0	0	
北海道大学	7	7	4	4	0	3	3	0	0	0	0	
東北大学	38	24	12	12	0	12	12	0	14	14	0	
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京大学	175	0	0	0	0	0	0	0	175	19	156	
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東京工業大学	53	0	0	0	0	0	0	0	53	53	0	
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都大学	18,376	18,376	18,366	992	784,039	10	12	32,731	0	0	0	
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸大学	877	875	837	8	16,060	38	1	2,529	2	1	1	
広島大学	186	186	186	186	47,598	0	0	0	0	0	0	
九州大学	55	55	55	55	0	0	0	0	0	0	0	
日銀アーカイブ	12,214	9,062	9,030	10,408	0	32	88	0	3,152	3,152	0	
平成30年度合計	358,498	355,102	312,176	303,600	35,234,589	42,926	40,478	2,416,877	3,396	3,239	157	
平成29年度合計	422,131	418,945	381,355	266,974	32,950,298	37,590	36,626	2,284,291	3,186	3,164	22	

- (注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。
 2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。
 3 京都大学の「前年度までに作成済み」は、同館から平成29年度に報告された件数(125,135件)と大幅に異なるのは、平成29年度までの同館からの報告値に誤りがあったことによるものである。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている(第3章第2節第22条第2項(留意事項))。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館(平成30年12月10日から公開)、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

平成30年度における特定歴史公文書等の提供数は298,564件、27,004,463コマであり、これに対して、年間で726,597件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、平成 29 年度と比べると、件数で 42,733 件（対前年度比 16.7%）、コマ数で 2,254,357 コマ（対前年度比 9.1%）の増加となっている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位：件、コマ)

施設名	デジタルアーカイブ						
	実施の有無	特定歴史公文書等の提供件数		特定歴史公文書等の提供コマ数		年間アクセス件数	
年度	平成30年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
国立公文書館	有	289,000	249,892	26,626,235	24,460,042	428,814	414,121
宮内公文書館	有	3,984	1,808	192,299	136,813	209,131	3,010,444
外交史料館	有	709	—	1,536	—	16,595	—
北海道大学	無	—					
東北大学	無	—					
筑波大学	無	—					
東京大学	有	821	137	96,433	69,751	41,147	4,254
東京外国語大学	無	—					
東京工業大学	無	—					
名古屋大学	無	—					
京都大学	有	3,214	3,168	72,751	68,589	不明	不明
大阪大学	無	—					
神戸大学	有	834	824	15,088	14,790	1,739	2,779
広島大学	無	—					
九州大学	無	—					
日銀アーカイブ	有	2	2	121	121	29,171	32,950
合計	—	298,564	255,831	27,004,463	24,750,106	726,597	3,464,548

(注) 1 宮内公文書館のデジタルアーカイブの「年間アクセス件数」は、書陵部所蔵資料目録・画像公開システムの更新により、平成 30 年度から、同システムの宮内公文書館トップページへのアクセス件数のみを値として記載している。

2 外交史料館のデジタルアーカイブは、平成 30 年 12 月 10 日に公開されたことから、「年間アクセス件数」は、平成 30 年 12 月 10 日から平成 31 年 3 月 31 日までの値を記載している。

3 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第 3 章第 2 節第 23 条（留意事項））。

国立公文書館等において、平成 30 年度に開催された展示会（主催又は共催の展示、外部展示等を含む。）は、表 15 のとおり、92 回開催されており、合わせて 603,306 人が来場している。また、見学会は 306 回開催しており、4,034 人の見学者を受け入れている。

なお、平成 29 年度と比べて、展示会の入場者数は 4,113 人（対前年度比 0.7%）、見学会の入場者数は 125 人（対前年度比 3.2%）の増加となっている。

(展示会の開催状況については、別添資料2を参照)。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会				見学会			
	開催回数		入場者数		開催回数		入場者数	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
国立公文書館	12	14	62,192	58,873	191	159	2,653	2,154
宮内公文書館	8	6	7,792	6,816	1	6	2	31
外交史料館	8	5	29,356	6,252	33	60	582	644
北海道大学	8	8	1,575	1,508	25	37	271	281
東北大学	11	7	6,791	5,840	0	0	0	0
筑波大学	1	0	28	0	18	8	57	45
東京大学	2	2	1,240	495	5	1	38	13
東京外国語大学	11	8	203,339	224,781	3	7	16	184
東京工業大学	2	1	1,187	8,256	7	2	66	100
名古屋大学	1	1	745	605	1	2	1	7
京都大学	5	4	45,715	46,241	9	10	15	29
大阪大学	1	0	483	0	2	4	4	11
神戸大学	5	5	11,511	10,151	4	5	95	97
広島大学	5	4	4,800	980	2	11	74	110
九州大学	8	7	4,690	2,540	5	8	160	203
日銀アーカイブ	4	3	221,862	225,855	0	0	0	0
合計	92	75	603,306	599,193	306	320	4,034	3,909

(注) 1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。

2 「東京工業大学」の展示会は、同館独自の展示施設がなく、同館が属する大学博物館の展示施設において他の資料と併せて展示しており、同館資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については、同館展示部分を含む博物館全体の展示会入場者数を記載している。

3 「日銀アーカイブ」の展示会は、同アーカイブ独自の展示施設がなく日本銀行の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われており、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共的目的を持った行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出しの機会の増加に努めることも重要であるとしている(第3章第2節第24条(留意事項))。

平成30年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で279件となっており、その内訳をみると、国立公文書館等へ4件(1.4%)、国の機関へ1件(0.4%)、独立行政法人等へ45件(16.1%)のほか、地方公共団体へ177件(63.4%)、民間その他の団体へ

52件（18.6%）となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

（単位：件数）

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	国立公文書館等	国の機関						独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体		
		貸出期間1ヶ月		貸出期間1ヶ月		貸出期間1ヶ月		貸出期間1ヶ月		貸出期間1ヶ月		貸出期間1ヶ月				
		以内	超	以内	超	以内	超	以内	超	以内	超	以内	超			
国立公文書館	131	0	0	0	0	0	0	5	0	5	120	0	120	6	0	6
宮内公文書館	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0
外交史料館	27	4	0	4	0	0	0	14	7	7	4	1	3	5	0	5
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	30
京都大学	3	0	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	58	0	0	0	0	0	0	13	13	0	45	20	25	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	23	0	0	0	0	0	0	11	11	0	1	1	0	11	11	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度 合計	279	4	0	4	1	0	1	45	31	14	177	29	148	52	11	41
(割合)	100.0%	1.4%	0.0%	1.4%	0.4%	0.0%	0.4%	16.1%	11.1%	5.0%	63.4%	10.4%	53.0%	18.6%	3.9%	14.7%
平成29年度 合計	168	2	0	2	5	0	5	31	23	8	76	5	71	54	9	45
(割合)	100.0%	1.2%	0.0%	1.2%	3.0%	0.0%	3.0%	18.5%	13.7%	4.8%	45.2%	3.0%	42.3%	32.1%	5.4%	26.8%

（注）「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第3章第2節第25条（留意事項））。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、平成30年度には、国立公文書館で7件、宮内公文書館で1件、外交史料館で33件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「全相平話」など、宮内公文書館では、「憲法関係書・皇室典範並同増補3 明治22年」、外交史料館では、「大日本国布哇国条約書（日本国布哇国修好通商条約）」などである。

表 17 原本の特別利用の状況

(単位：件数)

施設名	原本の特別利用の件数					
			文書又は図画		電磁的記録その他	
年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度
国立公文書館	7	4	7	4	0	0
宮内公文書館	1	0	1	0	0	0
外交史料館	33	29	33	29	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
合計	41	33	41	33	0	0

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる（第3章第2節第26条（留意事項））。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

平成30年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当するレファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大学の歴史に関する情報が提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

平成30年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。（第5章第30条（留意事項））

これらに基づき、国立公文書館では、表18のとおり、平成30年度中に15回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から2,324人が参加している。国立公文書館以外の15館においても計49回の研修が実施され、各関係機関から計1,808人が参加している。

また、国立公文書館等では、それぞれの国立公文書館等以外が実施する研修をその職員に周知しており、平成30年度においては、文化庁、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館、地方公共団体が設置する文書館等が実施する研修に、国立公文書館等の職員が参加した。

さらに、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表19のとおり、平成30年度中は計57回の講師派遣（関係機関からの参加者計5,550人）が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	15	2,324	1	31	9	1,591	3	566	2	136	0	0
宮内公文書館	3	68	1	1	2	67	0	0	0	0	0	0
外交史料館	7	12	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	2	11	1	4	0	0	0	0	1	7	0	0
東北大学	1	30	0	0	0	0	1	30	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	55	0	0	0	0	1	55	0	0	0	0
東京外国語大学	2	12	1	1	0	0	1	11	0	0	0	0
東京工業大学	2	98	0	0	0	0	2	98	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	2	107	0	0	0	0	2	107	0	0	0	0
大阪大学	1	15	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0
神戸大学	4	822	3	12	0	0	1	810	0	0	0	0
広島大学	6	292	0	0	0	0	6	292	0	0	0	0
九州大学	1	50	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0
日銀アーカイブ	17	236	15	202	0	0	2	34	0	0	0	0
平成30年度合計	64	4,132	29	263	11	1,658	21	2,068	3	143	0	0
(割合)	100.0%	—	45.3%	—	17.2%	—	32.8%	—	4.7%	—	0.0%	—
平成29年度合計	65	3,056	29	338	12	987	20	1,621	4	110	0	0
(割合)	100.0%	—	44.6%	—	18.5%	—	30.8%	—	6.2%	—	0.0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣		行政機関への講師派遣		独立行政法人等への講師派遣		地方公共団体への講師派遣		民間団体への講師派遣		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	46	5,075	0	0	16	4,104	4	160	15	643	11	168
宮内公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	24	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	2	142	1	100	0	0	1	42	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	2	55	0	0	0	0	1	30	0	0	1	25
大阪大学	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13
神戸大学	2	141	0	0	0	0	2	141	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	3	100	0	0	0	0	3	100	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	57	5,550	2	124	16	4,104	11	473	15	643	13	206
(割合)	100.0%	—	3.5%	—	28.1%	—	19.3%	—	26.3%	—	22.8%	—
平成29年度	46	3,051	1	111	16	1,322	14	716	6	420	9	482
(割合)	100.0%	—	2.2%	—	34.8%	—	30.4%	—	13.0%	—	19.6%	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、平成30年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 防災（地震対策）のため、移動式書架に落下防止ネットの取り付けを平成29年11月より順次、行っている。（北海道大学）
- ・ 扉の下の隙間から虫が侵入するのを防ぐため、隙間に専用のブラシを取り付けるとともに、害虫トラップを設置した。（東京工業大学）
- ・ 黴害が特に発生しやすい布・革張りの資料（約4千冊）について、通風性が高く、かつモニタリングの容易な開架書架管理への移行を順次進めた。（日銀アーカイブ）
- ・ 視聴覚資料のデジタル変換データを格納したDVD-R96枚についてエラーレートチェック（劣化調査）を実施した結果、劣化が判明した12枚（正・副：各6枚）につき、再作成を行った。（日銀アーカイブ）

<利用の促進等>

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5か年計画の初年度として、約1,900件の撮影を行った。上記で撮影した資料を含め、当館の所蔵する特定歴史公文書等のうち、全部利用となったものについて、2,176件の画像を書陵部所蔵資料目録・画像公開システムにて公開した。（宮内公文書館）
- ・ 日本銀行金融研究所アーカイブのホームページのリニューアルを実施した。また、デジタルアーカイブ掲載コンテンツの拡充につき検討を実施した。（日銀アーカイブ）

<その他>

- ・ 各地の図書館・博物館・文書館等が所蔵する東京外国語大学関係者（退職教職員・卒業生等）の資料群の調査・収集を実施した。（東京外国語大学）
- ・ 大学のガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を図るため、附属図書館の下にあった大学文書史料室を「学長の下に置く室」とする組織体制の変更を行った。（平成30年4月施行）（神戸大学）